

**第3号議案****平成17年度事業計画(案)**

瀬戸市の地場産業界は、海外市場での低迷、国内市場においても他産業との競合、外国製品の国内への大量流入など依然として厳しい状況が続いているが、現状を打開し、活性化するためには産地としての特性を活かした具体的な施策を推進していく必要がある。

本会においては、3月より開催されている日本国際博覧会を契機に、内外へのPRを積極的に行い、効果的な事業を実施していくとともに、万博後の瀬戸市と地場産業界の振興を見据えた事業の推進を図ることが重要である。

産地イメージの向上と瀬戸焼の内外へのPRを目的に、これまで実施してきた事業の更なる推進とともに、新事業の検討を図り、瀬戸焼の振興に、より有効な事業の実施につとめていく。

**1 総会・幹事会・実行委員会の開催**

各事業に関する審議、検討及び財政計画の策定等のため随時開催する。

**2 各種見本市・展示会等の出展及び開催****(1) ス・テ・キ!瀬戸焼発信事業**

期日：平成17年6～9月

会場：瀬戸蔵

**(2) テーブルコーディネート講習会事業**

期日：平成17年6～12月

会場：瀬戸蔵・新世紀工芸館

**(3) 陶&くらしのデザイン展2005瀬戸展 開催**

期日：平成17年11月

会場：瀬戸蔵

**(4) テーブルウェア・フェスティバル2006出展事業**

期日：平成18年2月

会場：東京ドーム

**(5) 大瀬戸焼展 開催(実行委員会にて対応)**

期日：平成18年3月(予定)

会場：名古屋市 丸栄百貨店

**3 瀬戸焼振興基金活用の検討**

瀬戸焼振興基金を活用し、2005年日本国際博覧会開催中及びその後の瀬戸焼の振興・発展により効果的な施策、事業を検討する。

**4 瀬戸焼振興方策の検討**

情報の収集・分析、会員相互の意志疎通・情報交換等を積極的に行い、瀬戸焼の振興・発展の方策を検討する。

**5 その他事業**

- (1) 瀬戸焼振興協会ホームページでの情報提供、事業実施報告等、会員への周知を図る。
- (2) 瀬戸焼振興協会の目的達成のために必要な事業を実施
- (3) 視察・研修事業については、必要な場合に実施

## 瀬戸焼振興協会規約

(目的)

第1条 本会は、やきものの総合産地としての瀬戸市及び瀬戸焼を広く内外にPRし、そのイメージアップを図るとともに産業振興に寄与することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、瀬戸焼振興協会と称し、事務局を瀬戸市環境経済部産業観光課内に置く。

(組織)

第3条 本会は、瀬戸市内に所在する別表に掲げる団体をもって組織する。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	若干名
委 員	若干名
幹 事	若干名
監 事	2名

2 会長、副会長及び監事は、総会において選任する。

3 委員及び幹事は、会長が委嘱する。

(委員の職務)

第5条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

4 委員及び幹事は、会務の主要事項を審議する。

(顧問)

第6条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、必要に応じ、会長の諮問に応えるものとする。

(会長)

第7条 本会の会議は総会とし、会長が必要の都度招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて幹事会を招集することができる。

(実行委員会)

第8条 本会の運営上必要とするときは、実行委員会をおくことができる。

2 実行委員会は、会長が委嘱する。

(事業)

第9条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 展示会、見本市の開催及び参加促進
- (2) 地場産業のPR及び販路拡大の促進
- (3) 地場産業振興のための国際交流事業の推進
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(経費)

第10条 本会の経費は、負担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって経費にあてる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了するものとする。

(委任規定)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、昭和63年11月19日から施行する。

この規約は、平成3年8月9日から施行する。

この規約は、平成7年7月10日から施行する。

この規約は、平成9年5月29日から施行する。

この規約は、平成10年6月2日から施行する。

この規約は、平成12年6月8日から施行する。

この規約は、平成13年5月28日から施行する。

## 別表

### 構成団体名

瀬戸市
瀬戸市議会
瀬戸商工会議所
愛知県陶磁器工業協同組合
瀬戸陶磁器工業協同組合
愛知県珪砂鋳業協同組合
瀬戸陶磁器卸商業協同組合
赤津焼工業協同組合
品野陶磁器工業協同組合
瀬戸石膏型協同組合
瀬戸陶芸協会
瀬戸クラフト協会
瀬戸原型工芸協会
瀬戸伝統陶芸会
瀬戸染付焼工業協同組合

## 瀬戸焼振興基金設置及び管理に関する要綱

### (設置)

第1条 瀬戸焼振興協会は、瀬戸焼の振興・発展を図るため、瀬戸焼振興基金(以下、「基金」という。)を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度予算に定める額とする。

### (現金の管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、この基金に編入するものとする。

### (貸付運用)

第5条 会長は、瀬戸焼振興協会の運営上必要があると認めるときは、確実な返済の方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を瀬戸焼振興協会会計及び瀬戸焼振興協会実行委員会会計に対し貸し付けをすることができる。

### (処分)

第6条 基金は、瀬戸焼振興協会の目的を達成するために必要な事業を実施するための財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は平成5年5月10日から施行する。

## 平成17年度役員の変更について

役職名	所 属	旧	新
顧問	瀬戸市議会 議長	川本雅之	馬嶋雅哉
顧問	瀬戸商工会議所 会頭	加藤庄右	神戸芳樹
副会長	瀬戸陶磁器工業協同組合 理事長	山城浩平	鈴木政成
副会長	瀬戸市議会 副議長	中島校生	小島俊介
副会長	瀬戸商工会議所 副会頭	神戸芳樹	早稲田精一
委員	瀬戸市議会 環境経済委員会 委員長	藤井篤保	中村和昭
監事	瀬戸商工会議所 専務理事	大津 桂	神谷照彦

## 平成17年度瀬戸焼振興協会役員名簿

役職名	所 属	役職名	氏 名
顧 問	瀬戸市	市 長	増岡錦也
顧 問	瀬戸市議会	議 長	馬嶋雅哉
顧 問	瀬戸商工会議所	会 頭	神戸芳樹
会 長	愛知県陶磁器工業協同組合	理事長	加藤寿生
副会長	瀬戸陶磁器卸商業協同組合	理事長	加藤睦彦
副会長	瀬戸陶磁器工業協同組合	理事長	鈴木政成
副会長	瀬戸陶芸協会	会 長	水野教雄
副会長	瀬戸市	助 役	大竹朝男
副会長	瀬戸市議会	副議長	小島俊介
副会長	瀬戸商工会議所	副会頭	早稲田精一
委 員	瀬戸市議会環境経済委員会	委員長	中村和昭
委 員	愛知県珪砂鋳業協同組合	副理事長	山中俊博
委 員	赤津焼工業協同組合	理事長	梅村鑛二
委 員	品野陶磁器工業協同組合	理事長	加藤俊明
委 員	瀬戸石膏型協同組合	理事長	山田治義
委 員	瀬戸クラフト協会	理事長	加藤正博
委 員	瀬戸原型工芸協会	会 長	松平 昇
委 員	瀬戸伝統陶芸会	会 長	三木 稔
委 員	瀬戸染付焼工業協同組合	理事長	林 春治
幹 事	愛知県陶磁器工業協同組合	専務理事	市川武夫
幹 事	愛知県珪砂鋳業協同組合	理 事	加藤正博
幹 事	瀬戸陶磁器卸商業協同組合	事務局長	北川昂男
幹 事	品野陶磁器工業協同組合	副理事長	塚田崇英
幹 事	瀬戸市環境経済部	部 長	古橋隆利
監 事	瀬戸商工会議所	専務理事	神谷照彦
監 事	瀬戸陶磁器工業協同組合	専務理事	宮崎雄二